

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年11月29日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分を違法又は不当であると主張する。

保護に入る前に働いた給料で、自分の入院費を支払ってはいけなかったのでしょうか。入院も働いていたこともすべて保護になる前のことです。病院に支払った入院費を〇〇市から請求されました。病院と市と二重に支払わなくてはならないことになります。

7月、8月の収入は、残っていた入院費と家の更新代に支払いました。

病人がいたら、¥75,000までのところに住めるとインターネットで調べました。今の家が¥80,000だから、たった¥5,000でいっさいの更新料は出ないのでしょうか。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年11月8日	諮問
令和元年12月24日	審議（第40回第4部会）
令和2年1月28日	審議（第41回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性についての法の定め

ア 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

イ 同条2項によれば、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとするとしている。

ウ 同条3項によれば、前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないとされている。

エ 法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

##### (2) 届出の義務についての法の定め

法 6 1 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないとされている。

(3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月 1 日厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第 8 「収入の認定」 3・(1)・ア・(ア)によれば、勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとされ、同(イ)によれば、勤労に伴う必要経費として、基礎控除のほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとされ、さらに、同(2)・ア・(ア)及び(イ)によれば、公の給付については、その実際の受給額を収入と認定するが、同収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合は、その実際必要額を認定することとされている。

(4) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 2 4 年 7 月 2 3 日社援保発 0 7 2 3 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知 1」という。）の 1・(1)によれば、法 6 3 条に基づく費用返還の取扱いについては、原則、全額を返還対象とすべきであるが、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合には、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等については、返還額から控除して差し支えないとされている。

(5) 費用返還義務についての法の定め

法 6 3 条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金

品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

- (6) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問7-19「『その他公の給付』及び『その他の臨時的収入』の対象収入」は、次官通知第8・3・(2)・ア・(ア)にいう「その他公の給付」（必要経費等を控除した額を収入として認定する。）として、「保護受給前に支払った医療費の高額療養費支給額（保護開始時からの資力として法63条の対象）」を挙げているが、健康保険組合が独自の制度として行っている付加給付金もこれに準ずるものと解せられる。

- (7) 住宅扶助についての保護基準等の定め

ア 「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第3・1によれば、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、1級地では月額13,000円以内とされ、同別表第3・2によれば、当該費用がこの基準額を越えるときは、都道府県又は地方自治法252条の19第1項の指定都市若しくは同法252条の22第1項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）の範囲内の額とするとされている。

イ また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知1」という。）第7・4・(1)・オによれば、限度額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.4を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額（以下「特別基準限度額」という。）を認定して差しつかえないこととされている。

ウ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下

「課長通知 2」という。)第7の問56・答によれば、「局長通知 1」第7・4・(1)・オにいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」については、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう。」とされている。

エ そして、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について(通知)」(平成27年4月14日付社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知、以下「局長通知 2」という。)1・(1)によれば、保護基準別表第3の2の規定に基づく、都内における住宅扶助の限度額として、〇〇市を含む1級地における2人世帯の住宅扶助の限度額については、月額64,000円(以下「本件基準限度額」という。)とされている。

なお、「局長通知 2」の2によれば、特別基準限度額について、1級地・2人世帯の場合の額については、月額75,000円とされている。

オ 運用事例集問6-56「基準額を超える家賃の住宅に居住する世帯からの保護申請」1・(1)によれば、「基準額を超える家賃の住宅に居住している世帯から保護の申請があった場合は、保護開始と同時に、履行期限を定めて転居指導を行うことになる。この場合の基準額は、その世帯に適用される住宅扶助の限度額となる。」とされている。

(8) なお、「次官通知」、「局長通知 1」、「局長通知 2」、「課長通知 1」及び「課長通知 2」は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

なお、運用事例集の上記(6)の取扱いは、法と他法に基づく扶助制度との併用がなされる場合における事務処理の方針を示したものとして、また、運用事例集による上記(7)オの取扱いは、「局長通知 1」及び「局長通知 2」における住宅扶助の取扱いの基準（上記(7)アないしエ）に合致するものであって、いずれも合理性が認められるものである。

## 2 本件処分の検討

処分庁は、平成29年7月と同年8月に本件口座に振り込まれた請求人の給料と高額療養費給付金のうち、給料については、基礎控除及び社会保険料等の必要経費を差し引いた後の金額をそれぞれ同年7月分と8月分の請求人に係る資力と認定し、また、高額療養費給付金については、運用事例集に従って、その全額を保護開始日にさかのぼって同年5月の請求人に係る資力と認定し、同年5月、7月及び8月におけるこれらの合計額258,340円を請求人に係る資力と認定した上で、法63条の規定に基づき、同各月に支給された保護費のうち、同各資力に相当する金額（258,340円）について、請求人に返還を求めていることが認められ、その取扱いに誤りはない。

そして、処分庁が、請求人らが支払った住居の更新料約13万円については、請求人らの住居の家賃が80,000円と本件基準限度額である64,000円を超えていることから、転宅指導をしていることを理由に、本件処分に当たり自立更生免除として認めなかったことにも違法、不当な点はない。

その上で、処分庁は、姉に対し、平成29年5月分、同年7月分及び同年8月分として支給した保護費が、それぞれ対応する月の請求人に係る資力をいずれも上回っていることから、法63条の規定に基づき、これらの合計額258,340円を返還金額と決定した判断（本件処分）は、上記1の法令等の規定に則って適正になされたものと認められ、また、違算等も認められないことから、何ら違法、不当な点はない。

### 3 請求人の主張

請求人は、第3のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、高額療養費給付金は、既に支払った医療費の一部を支払者に返還するものであり、本件における高額療養費給付金は請求人の収入となるものであるから、医療費を病院と市に二重に支払うことになるという請求人らの主張は、高額療養費制度に対する請求人の誤解に基づくというほかない。また、請求人らが支払った更新料について自立更生の費用として免除を認めなかったことに違法、不当な点がないことも上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美